

規則（訓令）名	理 由	要 旨
奈良県立高等学校等職員 安全衛生管理規程の一部改 正	労働安全衛生に関する分 掌事務の移管に伴い、所要 の改正をしようとするもの である。	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1012 328 2042 416">1 協議会の庶務担当課を教職員課から福利課に改める。 (第 16 条関係)<li data-bbox="1012 488 2042 576">2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

奈良県教育委員会教育長訓令第〇号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第十六条中「教職員課」を「福利課」に改める。

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程の一部改正（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(庶務) 第十六条 協議会の庶務は、福利課において行う。</p>	<p>(庶務) 第十六条 協議会の庶務は、教職員課において行う。</p>